土木工事特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りで ない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(建設副産物) 【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副產物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額 100 万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(電子納品)

第3条 本工事は電子納品対象工事とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。

(情報共有システム)

- **第4条** 受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の試行対象工事とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領(徳島県 CALS/EC ホームページ)

 $https://e-denshinyusatsu.\ pref.\ tokushima.\ lg.\ jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/line for the control of the cont$